

障がい者の雇用を通じて「共生社会」を リアライズ（実現）しませんか？

ポイント①

障がい者の法定雇用率が引き上げられます

障がいの有無や程度・種別に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる『**共生社会**』のリアライズが求められています。障害者雇用促進法では、すべての事業主の皆様へ、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務が定められていることはご存じでしょうか？民間企業の法定雇用率は令和6年4月より、以下のように変更されます。

民間企業の法定雇用率：令和6年4月～**2.5%**⇒令和8年7月～**2.7%**
(従業員を40人以上雇用している事業主には、令和6年4月から、障がい者を1人以上雇用することが求められます。)

8 働きがいも
経済成長も



「共生社会」のリアライズによる働きがいの創出は、SDGs（※）の目指す未来のひとつでもあります。そのため、事業主の皆様におかれましては、**法定雇用率の達成に留まらず、さらなる障がい者の雇用促進を期待されています。**

※SDGsとは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」と呼ばれる、2030年までに持続可能な目指すべき17の国際目標のこと

ポイント②

社会的バリアを取り除くための合理的配慮の提供が義務付けられます

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する機会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障害者差別解消法」の改正が令和6年4月に施行され、「合理的配慮の提供」（※）が義務付けられます。

※合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会のなかにあるバリア（障壁）を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと

社会的バリアを取り除くための申し出

建設的対話

合理的配慮の提供

障がいのある人と事業者等が話し合っ、
ともに対応策を検討

対応例：スロープ設置、読上機器の導入等

～できなくて
困っています
～だと助かります



障がいのある従業員のための
就労支援機器の購入費等には
豊田市の補助金が活用できます。
詳細は裏面をご確認ください。

障がい者雇用に関わる支援策一覧

【障がい者も働きやすい職場環境を整えたい】

- ・ 豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣制度（豊田市 産業労働課）
⇒働き方改革に取り組む事業所を支援するために、専門的知識を有するアドバイザーや講師を無料で派遣する制度
- ・ 豊田市働き方改革推進支援補助金（豊田市 産業労働課）
⇒常時使用する従業員が在籍し、市内に本社を置く中小企業者が従業員の働きやすい職場づくりを推進するにあたり、必要な経費に対し、補助率1/2、上限50万円で支援するものです。
【活用例】
 - ・ 視覚障がい者用の拡大読書器の購入
 - ・ 施設や設備等のバリアフリー化に係る工事



【障がい者を雇用した場合の支援制度について知りたい】

- ・ 障がい者を雇い入れた場合などの助成（厚生労働省）
⇒ハローワーク等の紹介により、障がい者を雇用する際の助成金や、トライアル雇用をする際の助成金など
- ・ 障がい者雇用に係る税制上の優遇措置（厚生労働省）
⇒障がい者を多数雇用する場合の事業主に係る事業所税の課税の特例など
- ・ 愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金（愛知県）
⇒障がい者雇用の経験のない中小企業（条件あり）が、対象となる障がい者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象障がい者の雇用がない場合を含む）に奨励金を支給する、愛知県独自の制度



【障がい者の雇い入れについて相談したい】

- ・ ハローワーク豊田
⇒障がい者の求職者情報は、直接お問い合わせください
(TEL: 0565-31-1400 部門コード: 31#)



【障がい者の就労支援について相談したい】

- ・ 障がい者就労・生活支援センター（社会福祉法人 豊田市福祉事業団）
⇒障がいのある方の就労に関する相談支援・職業定着に向けた支援を行っています。企業からの雇用に関する相談にも応じています。



【障がい者の差別解消に向けて知りたい・調べたい】

- ・ 障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府）
⇒事例動画などで分かりやすく説明しています。
- ・ 障がい者の差別解消に関する事例データベース（内閣府）
⇒「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」具体例を検索できます。

